

食育から展開する循環型社会構築への考察

前提としての、食育の一般的な考え方

食育とは、

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習等の取組みを指す。

非常に幅広い内容を含んでいて、何を問題として食育に取り組みかは、取り組む人の問題意識によって違ってくる。知っておいたり、経験しておいたほうが良い食育の範囲としては、大きくは、「食生活指針」の関係、「食の安全」に関する事等が含まれる。

食生活指針

食生活指針は、平成12年3月に、当時の文部省、厚生省、農林水産省が共同で策定した指針であり、閣議でその普及を図ることが決められた。その内容は、誰もが食生活の改善に取り組めるように配慮して作られた。諸外国でも、我が国同様に、自国民の食生活について、食生活指針を策定しており、その内容は、概ね、食事を楽しむとともに、穀類や野菜・果実・豆類、牛乳・乳製品などをとり、脂肪や塩分、飲酒を控えるといった内容になっている。

我が国の食生活指針には、諸外国にはない項目が、二つ含まれている。

一つは、「食文化や地域の産物を活かし、ときには新しい料理も。」である。食文化の多くは、その地域で採れる農産物を食材として利用することが成り立ってきた。我が国だけでなく、世界中に、その地域特有の食文化がある。その地で生産される農産物は、昔から、そこに住む人にとって、身体に一番あっているとされている。地産地消の本来の目的がここにある。また、食料自給率を高め、フードマイレージを小さくすることによって、地球環境の保全にも役立てようという意味も含んでいる

もう一つは、「調理や保存を上手にして無駄や廃棄を少なく。」です。世界の食料の現状や環境問題から、買いすぎ、作りすぎに注意し、適量に心掛けることが大切である。このことには、ひいては、国産の農産物を大事に使って欲しいという期待が込められている。

食品の安全

現在、食品を購入する消費者の多くは、大体の食品に付いている表示のラベルを見て、その食品についての情報を得ている。また、生鮮食品にも、産地などの表示がされ、より安心して購入できるようになっている。最近では、いろいろな食品の情報を、表示する仕組みが増えてきている。これらの表示を勉強して、知っておく必要がある。

その他、食育に含まれる重要な内容として、食料の供給を担う食料産業、我が国の食料自給率や食料安全保障等がある。そのような事項については正確な理解の促進を図ることが必要。

食育の推進については、

幅広い国民の参加の下に、厚生労働省の健康づくり運動の推進等、文部科学省の食に関する学校教育の充実といった取り組みや関係機関とも十分連携していくことが必要。具体的には、全国段階、地域段階で食生活指針など食に関する情報提供の強化・シンポジウムの開催、生産・製造・流通分野における体験活動の実施、**地産地消の推進**といった多様な活動を総合的に展開している。

こうした食育の推進によって、栄養バランスの改善と正しい食習慣の形成、農畜水産物・食品及び農林水産業、食品産業に関する正しい理解、地域の優れた食文化の継承といったことを国民一人一人が実現することで、「国民一人一人が自ら食について考え、判断する能力を養成」し、「人間力を向上」させることが食育の最終目標となっている。

こうした食育の施策と健康施策、教育施策、食品のリスク管理施策、食料・農業・農村施策といった関連施策があいまって、個人のレベルでの「心身ともに健康な食生活」と、社会全体としての「食の安全・安心」の実現が図られるものと考えられる。

以上のことを地域で効果的に推進していくためには、国のみならず、地方公共団体、農林漁業関係者、食品産業関係者、学校教育関係者、栄養・保健行政関係者等が、それぞれの各分野並びに分野間で連携を図ることにより、国民的運動力として食育の推進に取り組んでいく必要がある。

地産地消推進の意味

かつては、その地で生産された農産物をそこでいろいろな食べ物にして伝統的な食文化をはぐくんできた。世界中のどこでもその地で出来る農産物で土地

土地の食文化を生まれている。

日本では、大豆から、みそ、しょうゆ、豆腐、納豆などいくつもの加工産品が生まれ、みそ汁一つをとっても、土地土地の食文化を反映した様々なみそ汁がその地域に根付いている。

また、その土地で出来たものを食べるのが身体に最も良い（身土不二）といわれている。食文化の一部でもある伝統食を作ってみたり、地元で採れたものを地元で消費する「地産地消」に取り組むことが望まれている。

地産地消の先にあるもの

地域の産物を地域で消費するという発送の先に、地域の活性化や地域循環型社会という視点を持つと、発想の展開が自由になる。その発想の原点に「子ども達のために」という視点を置くと、邪魔になる幾つかの要因が取り除かれる。

展開として考えられるもの

- 1 小学校給食に求められる食の安全
- 2 給食食材の安全は確保されるか・・・材料納入での問題
- 3 朝食を採らない、採れない・・・給食にヒントはある
- 4 きちんとした食事を作れない家庭の問題・・・給食レシピの活用
- 5 ちゃんとした物を食べる事が、食育のスタート
- 6 中学校での食教育の基本は、小学校で決まってしまう
- 7 調理員と栄養士との問題・・・食育の自覚はあるのか
- 8 地元の良い材料⇒意識を持った調理⇒美味しい給食⇒家でも食べたい⇒家庭での料理のヒント⇒地域で食材を求める⇒お店に人が来る⇒産業活性化に結びつく⇒良い食材への意識が強まる⇒食育につながる
- 9 農作物生産を原点とした循環型社会
家庭残飯・排泄物は貴重な肥料であった⇒衛生処理残渣・下水道汚泥・食料残渣・その他肥料になりうる資源（今は産業廃棄物）⇒バイオマスによる肥料化⇒地域で処理して地域で活用する⇒良質の堆肥を生産する事で良質の食材が出来る⇒地域での還元であるから安全についても意識が高くなる⇒子ども達の教育にも通ずる。

今回の一般質問メモ

(通告では幾つかのテーマを掲げているが、順番にはこだわらない)

学校給食について

① 食材の安全性と地産地消について

小学校の給食に使われている食材の、「市産」「県産」「国産」「輸入」の現状についての確認。理想的には生産者、あるいは加工者の見える食材提供が望ましいが、現実はどうか。

地域独特の食材が提供されているか・・・環境や歴史から来る食材もある

② 朝食摂取対策

一義的に「家庭の問題」と切り離していいのか。朝食を採ることの意味、大切さを、学校としてはどのような形で発信しているのか。

朝食レシピ提供は可能か・・・2-①の質問にも通じる

早く寝れば早く起きる、早く起きれば腹も減る。早寝早起きは基本。

③ 中学校給食

佐賀市が考えている給食の形で、食育をどう実践していくのか。

食育の基本は「美味しいものを食べる」ことから始まる。食に興味を持つ事が次の段階へのステップになる。

将来的な中学校給食の展開は

④ 調理員と栄養士のありかた

分業化されているが、「基本」を考えれば相互に協力し合う態勢が必要ではないか。一方のミスを保管し合える体制。

目的は、安全で美味しい給食の提供であり、提供を受けるのは子ども達である。

学校給食の地域への展開

① 給食から広がる家庭での食育

家庭で料理・調理をしない(出来ない)親が増えてきていると聞くが、家庭での食育の補助的機能として、学校給食レシピを子どもの家庭に配布できないか。

インターネットやFAX等の活用

家できちんとした食事をしていない子どもの家庭に対しては、学校からの指導も必要ではないか

② 食材公表による地域活性化

実例として・・・子どもが「今日の給食美味しかった、家でも食べたい」⇒「給食の内容をチェック」⇒「同じ食材を求める」⇒「地域のお店で買い物をする」

子ども達がどのような食材を口にしているか、それは何所が生産していて、誰が納入しているのかを知ることは、家庭での食育に繋がっていく。

食に対する意識づけ

その事が、地域の商店の売りに上げに繋がるケースもある。

地産地消からみる循環型社会

二つの循環

レシピを発表する事から来る循環

「学校給食」⇒「美味しい」⇒「家でも作ってみようか」⇒「食材を求める」⇒「売上に通じる」⇒「良い食材を学校に提供」

本来的な循環型社会

前段・前提の9を参照

ただ単に食べる事と言い切ってしまうだけではそれだけのもの
あえて「食育」と位置づけられた意味を探ってみたい

災害時要援護者支援体制について

8月22日に視察に行った「京都府宮津市」を参考にして質問。

「宮津市災害時たすけあいネットワーク」について

平成16年10月20日の台風23号の被害で、市民4名の命が奪われたことを契機に、災害時要援護者支援体制として、この制度が立上げられた。ネットワークを構築し、関係機関・団体等と地域、市民が連携して、災害時における要援護者への情報伝達、安全確認等の実践活動を行なうことを目的として平成17年12月に立上っている。

制度成立後に、全9地区で説明会を開催し、自治会長、消防分団長、自衛消防隊長、民生委員への理解を求めた。

まず、民生委員によって、「ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者」への戸別訪問で、要援護者登録申請の配付・回収が行なわれた。引き続き、介護保険の要介護3以上で在宅の方、障害者手帳保持者への要援護者登録申請の配付・回収がおこなわれ、宮津市社会福祉協議会において、要援護者登録台帳が作成され、自治会長、消防分団長、自衛消防隊長、民生委員の方々への再度の説明会と名簿の配布が行なわれた。

これらの情報は、必要に応じて制限が加えられているが、年に3回（5月・8月・10月）に更新されている。

また、非難所確保のために、社会福祉法人2団体5施設と「避難施設使用協定」を締結している。

佐賀県においても、これらの対策を採るようにと、各市町に計画策定の啓発を行なっているが、佐賀市においてはまだ計画が出来ていない。

質問の入り口としては、計画策定に向けた取組、策定の時期を問う。

実際に運用における問題点としては

- ① 要援護者登録のあり方・・・宮津市でも1200名程度
家族で支援できる。障害があることを知られたくない・・・
- ② 登録者に対する支援体制の確立をどうするのか
避難協力者の選任・・・要援護者から依頼する・・・自治会対応
- ③ 全ての自治会、地域が参加しているわけではない

宮津市が抱える今後の課題から

- ・ 災害時の初期活動や高齢者等の避難支援にも対応した「自主防災組織」の設置に積極的に取り組んでいる自治会もあれば、立上に苦慮している自治会もあるため、広報誌等への掲載など、引続きあらゆる機会を活用し、早期設置を推進。
- ・ 登録の同意の無い要援護者該当者の把握と登録に向けた取組の展開、現在要援護者としていない、乳幼児、外国人、妊婦などの把握と登録について検討。
- ・ 市と医療、福祉ボランティア団体などとの連携強化に向けた「避難支援関係者連絡会議」の設置

登録者の把握と支援者の体制が最大の問題か